一　地域再生計画の作成主体の名称　山形県東田川郡庄内町
二　地域再生計画の名称　先端的な建築手法であるＢＩＭ技術をいかした新サービスの基幹産業化による「ひと」・「しごと」づくりと地域経済活性化事業
三　地域再生計画の区域の範囲　山形県東田川郡庄内町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百四十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福島県
二　地域再生計画の名称　医療機器開発促進強化事業
三　地域再生計画の区域の範囲　福島県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百五十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福島県
二　地域再生計画の名称　県産農産物等の輸出拡大による「地域の未来を描く魁プロジェクト」
三　地域再生計画の区域の範囲　福島県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところにより、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百五十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福島県
二　地域再生計画の名称　若者の定住促進事業計画
三　地域再生計画の区域の範囲　福島市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三百五十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福島市
二　地域再生計画の名称　大規模スポーツイベントを通じた地域活性化プログラム
三　地域再生計画の区域の範囲　福島市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三百五十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　いわき市
二　地域再生計画の名称　スポーツを軸とした地域イノベーション推進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　いわき市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百五十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　田村市
二　地域再生計画の名称　田村市しごと創生推進～産業・雇用共創～事業計画
三　地域再生計画の区域の範囲　田村市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　南相馬市
二　地域再生計画の名称　移住促進加速化事業及びシビックプライド醸成プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　南相馬市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　南相馬市
二　地域再生計画の名称　多様な働き方の選択と地域で活躍する人材の育成によるまちづくり推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　南相馬市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福島県南会津郡檜枝岐村
二　地域再生計画の名称　会津駒ケ岳山頂湿原木道整備計画
三　地域再生計画の区域の範囲　福島県南会津郡檜枝岐村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三百五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三